

現地調査結果を踏まえた米国産牛肉の取扱いについて

平成18年7月27日

厚生労働省

6月24日から7月23日までの間、厚生労働省及び農林水産省が実施した米国の対日輸出認定施設35施設の現地調査結果を踏まえ、次の措置を講ずることとする。

1. 調査結果への対応

- (1) 今回の調査においては、調査対象35施設中20施設において、対日輸出プログラム等について特段の指摘事項はなかったので、米国側は対日輸出リストに掲載する。
- (2) 残りの15施設の調査結果を踏まえ、
 - ① 企業合併によりマニュアルを大幅に変更手続中の1施設は、米国が査察を行い、日本が確認するまでの間は、米国側は対日輸出リストに掲載しない。
 - ② 認定前のと畜牛肉を出荷した1施設については、当該施設における対日輸出プログラムの遵守を確認するため、輸入手続再開当初、通常常駐しないAMS職員を一定期間常駐させ、監視及び評価を行う。A

MSは、その後さらに当該施設の査察を行って、遵守状況の監視及び評価を行う条件付きで、米国側は対日輸出リストに掲載する。

日本側はAMSの評価結果の報告を受けるとともに現地において実施状況の確認を行う。

③ この他の13の事例については、既にこれらの施設では正措置が講じられていることを、改正されたマニュアル等や米国政府が確認した旨の報告により日本側が確認できたことから、米国側は対日輸出リストに掲載する。

2 今後の対応

(1) 調査対象施設35施設中34施設について輸入手続の再開を認める(うち1施設については条件付き認定)こととするが、今後6ヶ月間は米国側の対日輸出プログラムの実施状況を検証する期間とし、この期間中は、米国側は、調査対象35施設以外の新たな対日輸出施設としての認定は行わないこととしている。

また、日本側は、輸入手続再開後、通常の査察に加え、米国側の抜き打ち査察に同行することにより、対日輸出プログラムの遵守状況を検証する。

(2) 昨年12月12日から本年1月20日までの間に米国から輸出された未通関牛肉等は、米国側調査で問題がなかったとされ、日本側現地調査

でも問題がないことを確認したが、念のため今後新たに対日輸出される牛肉等について一定期間問題がないことを確認の上輸入を認めることとし、その際輸入業者の協力を得て全箱を開梱し、SRMが含まれていなこと等を確認する。

3 輸入時の検査の強化等

厚生労働省においては、米国政府から提供を受けた対日輸出認定施設ごとの輸出できる製品のリストを活用して製品の適合性を確認するとともに、当面、輸入業者の協力を得て全箱開梱し確認する。

また、輸入業者に対し改めて対日輸出プログラム条件の周知徹底を図るとともに、輸入業者が対日輸出条件に適合しない製品を発注しないこととするなど輸入業者の自主管理の推進を図る。

なお香港・台湾における骨片混入事例については、米国に確認したところ、米国と香港・台湾との間において骨片の取り扱いについてあらかじめ決められておらず、特定危険部位ではないため両国とも当該施設からの輸入停止にとどめているが、我が国と米国との間では、上記のような骨片混入については従来から問題ないものと扱っており、この間の協議においてその取り扱いを再度確認した。